



**鉄筋コンクリート用機械式継手の
鉄筋挿入長さの超音波測定試験方法及び
判定基準**

JIS Z 3064 : 2019

(JRJI/JSA)

令和元年 9月 25日 制定

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 金属・無機材料技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員会長)	木村 一弘	国立研究開発法人物質・材料研究機構
(委員)	天谷 義則	一般社団法人日本アルミニウム協会
	井上 謙	一般社団法人日本産業機械工業会
	伊吹山 正浩	一般社団法人日本ファインセラミックス協会（デンカ株式会社）
	鎌土 重晴	一般社団法人日本マグネシウム協会（長岡技術科学大学）
	倉品 秀夫	公益社団法人自動車技術会（三菱自動車工業株式会社）
	篠崎 和夫	東京工業大学名誉教授
	種物谷 宣高	高圧ガス保安協会
	田中 一彦	一般社団法人日本電機工業会
	寺澤 富雄	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	半田 雅俊	一般社団法人日本建設業連合会（戸田建設株式会社）
	藤田 篤史	ステンレス協会（日本冶金工業株式会社）
	水沼 渉	一般社団法人日本溶接協会
	山口 富子	九州工業大学
	吉田 仁美	一般財団法人建材試験センター

主 務 大 臣：経済産業大臣、国土交通大臣 制定：令和元.9.25

官報掲載日：令和元.9.25

原案作成者：公益社団法人日本鉄筋継手協会

（〒102-0093 東京都千代田区平河町 1-3-14 安井平河町ビル TEL 03-3230-0981）

一般財団法人日本規格協会

（〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530）

審議部会：日本産業標準調査会 標準第一部会（部会長 酒井 信介）

審議専門委員会：金属・無機材料技術専門委員会（委員会長 木村 一弘）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者、経済産業省産業技術環境局 国際標準課 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] 又は国土交通省住宅局 住宅生産課 [〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 TEL 03-5253-8111 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 試験技術者	3
5 測定装置の機能・性能及び点検	3
5.1 測定器の機能及び性能	3
5.2 斜角探触子の型式及び性能	3
5.3 接触媒質	3
5.4 標準試験片及び対比試験片	3
5.5 測定装置の点検	3
6 測定試験の準備	4
6.1 確認事項	4
6.2 測定試験の時期	4
6.3 測定面の手入れ	4
7 測定装置の調整	4
7.1 音速の調整	4
7.2 測定範囲の調整	4
7.3 パルス位置の調整	4
7.4 コーナーエコーのビーム路程の読み取り	5
8 測定試験	5
8.1 測定方法	5
8.2 走査方法及び走査範囲	5
8.3 鉄筋挿入長さ	6
9 合否判定	7
10 記録	7
附属書 A (規定) 汎用測定器の機能及び性能	8
附属書 B (規定) 機械式継手専用測定器の機能及び性能	9
附属書 C (規定) 斜角探触子の型式・寸法及び性能	11
解 説	12

まえがき

この規格は、産業標準化法第12条第1項の規定に基づき、公益社団法人日本鉄筋継手協会（JRJI）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を制定すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣及び国土交通大臣が制定した日本産業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣、国土交通大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

注記 工業標準化法に基づき行われた申出、日本工業標準調査会の審議等の手続は、不正競争防止法等の一部を改正する法律附則第9条により、産業標準化法第12条第1項の申出、日本産業標準調査会の審議等の手続を経たものとみなされる。

鉄筋コンクリート用機械式継手の鉄筋挿入長さの 超音波測定試験方法及び判定基準

Method and acceptance criteria of ultrasonic examination for
mechanical joints of deformed steel bars for concrete reinforcement

1 適用範囲

この規格は、**JIS G 3112** に規定する呼び名 D10 以上の異形棒鋼（以下、鉄筋という。）並びに高強度鉄筋を用いた機械式継手のうち、ねじ節鉄筋継手、モルタル充填継手及び端部ねじ加工継手の鉄筋挿入長さの超音波測定試験方法及び試験結果の判定基準について規定する。

注記 高強度鉄筋は、建築基準法第 37 条に基づく大臣認定を取得したもの。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS G 3112 鉄筋コンクリート用棒鋼

JIS Z 2300 非破壊試験用語

JIS Z 2345-4 超音波探傷試験用標準試験片－第 4 部：斜角探傷試験用標準試験片

JIS Z 2350 超音波探触子の性能測定方法

JIS Z 2352 超音波探傷装置の性能測定方法

JIS Z 3062 鉄筋コンクリート用異形棒鋼ガス圧接部の超音波探傷試験方法及び判定基準

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、**JIS Z 2300** 及び **JIS Z 3062** によるほか、次による。

3.1

機械式継手

カプラー、スリーブなどの機械的部品を介して鉄筋を接合する継手。

3.2

カプラー

ねじ節鉄筋継手及び端部ねじ加工継手において鉄筋を接合する部品。

3.3

スリーブ

モルタル充填継手において鉄筋を接合する部品。

3.4

鉄筋挿入長さ